

令和 8 年 3 月 2 5 日

東大阪市行政管理部人事課

## 職員の懲戒処分関係資料

### 1 被処分者

市民生活部 室長（部次長級） （59歳）

### 2 処分日

令和 8 年 3 月 2 5 日

### 3 処分の程度

戒告

### 4 概要

被処分者は上司から指導を受けていたにもかかわらず、令和 8 年 3 月、勤務時間中に職場離脱しトイレで飲酒した。また、勤務時間中に度々居眠りをしていることも確認されており、その事実も認めている。服務規律を遵守し率先垂範すべき管理職自らが勤務時間中の飲酒や度重なる居眠りにより職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた責任は重く、地方公務員法第 3 2 条に定められた上司の職務上の命令に従う義務や地方公務員法第 3 5 条に規定する職務専念義務に違反し、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する。